

公 告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、田辺市契約規則（平成 17 年田辺市規則第 44 号）第 6 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 15 日

田辺市長 真砂充敏

1. 入札に付す事項

1 契約の目的の名称

田辺市営住宅滞納家賃等回収委託業務

2 契約の目的の仕様等

別紙「田辺市営住宅滞納家賃等回収委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行方法及び場所等

仕様書のとおり。履行場所等は、田辺市建設部建築課が別途指示するものとする。

2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1 本市の物品等入札参加資格を有する者であること。ただし、未登録の者にあっては、参加申請をする場合は、本申請と併せて 4. 1(4)エからキまでの書類を提出すること。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- 4 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等による徴収猶予等の措置を受けている場合は、この限りでない。
- 5 本入札に係る公告の日から契約までの間に、田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「物品等資格停止措置要領」という。）による資格停止措置を受けていないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団員法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- (1) 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- 7 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- 8 令和4年度以降で国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）において、同種の業務を受託した実績があること。

3. 入札のスケジュール

1 公告の場所及び期間

場所：田辺市ホームページ又は田辺市役所建築課

期間：令和7年12月24日（水）まで

2 入札参加申込み

受付場所：田辺市役所建築課

申込期間：令和7年12月24日（水）午後4時まで

3 入札参加資格審査結果の送付

田辺市役所建築課から入札参加申込書に記載されたメールアドレスに入札参加資格審査結果を送付します。

4 開札の場所及び日時

場所：田辺市役所5階会議室5-2

日時：令和7年12月25日（木）午後1時30分から

4. 入札及び開札の場所及び日時

1 入札参加申込み

(1) 申込受付期間 令和7年12月24日（水）午後4時まで

(2) 申込受付場所 田辺市役所建築課 田辺市東山一丁目5番1号

(3) 申込の方法 入札参加申込書その他必要書類を作成の上、郵送すること（必着分のみ有効）。

(4) 提出書類等

ア 入札参加申込書（様式1）

- イ 実績確認書（様式2）
- ウ 委任状及び使用印鑑届（支店等に委任する場合必要）（様式3）

※本市の物品入札参加者等登録資格を受けていない者については、下記の書類を追加で提出すること。

- エ 国税納税証明書（法人に当たってはその3の3、個人事業者に当たってはその3の2）
- オ 印鑑登録証明書
- カ 登記簿謄本（個人事業者に当たっては、身分証明書）
- キ 誓約書（様式4）

（5）申込みに当たっての留意事項

- ア 申込み終了後、速やかに入札参加申込書に記載されたメールアドレスに入札参加資格審査結果を送付する。
- イ 入札申込者に関する情報及び申込者数等の問合せには、一切回答しない。
- ウ 提出された書類は、返却しない。

2 入札及び開札

- （1） 日時 令和7年12月25日（木）午後1時30分から
- （2） 場所 田辺市役所 5階 会議室5－2

3 落札者の決定

- （1） 予定成功報酬率以下で最低の報酬率をもって有効な入札をした者を落札者と決定します。
- （2） 落札者の決定は入札実施後直ちに行う。
- （3） 落札者となるべき同一報酬率の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によりくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代わり、当該入札に利害を有しない市職員にくじを引かせる。
- （4） 入札結果は、会社名及び落札報酬率を、田辺市ホームページにおいて公表する。
- （5） 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じたときは、入札の中止又は延期をすることがある。この場合において、入札に参加しようとする者及び入札者が損失を受けた場合、

市はその損失を補償しない。

5. 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6. 入札の無効に関する事項

- 1 入札参加申込みに当たって虚偽の記載がなされた場合、その申込みは無効とする。
- 2 入札の無効については、田辺市建設工事等競争入札執行要領第5各号に記載のとおり。

7. 入札書の提出方法

1 提出書類等

- (1) 入札書（様式5）
- (2) 委任状（入札に参加する本店、支店等の代表者以外の者が入札書を持参する場合に必要）（様式6）

2 入札の方法及び注意事項

- (1) 入札及び開札の日時、場所に出席して入札を行うこと。
- (2) 入札書その他必要書類に所定の事項を記入、押印すること。
- (3) 入札後の入札書の変更、撤回はできない。
- (4) 上記のほか田辺市建設工事等競争入札執行要領に従うこと。

8. 1. から7. までに掲げるもののほか、入札に関し、必要な事項

1 質疑事項

- (1) 入札にて質疑がある場合は、令和7年12月19日（金）午後4時までに以下のメールアドレス宛に送信すること。
- (2) 質疑事項については、質問者の会社名等を伏せた形で、入札申込者に対して電子メールにて回答を行う。

2 その他事項

- (1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する成功報酬率は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等相当の率を含まないものとすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

- (2) 入札に参加しようとする者は、本公告に記載された事項について、熟知しておくこと。
- (3) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) 参加者が1者の場合であっても、本入札は、成立するものとする。
- (5) 本市が予定している報酬率を上回る場合は、入札を取りやめがある。
- (6) 契約に関する事務を担当する組織
 - ア 名 称 田辺市役所 建設部 建築課 市営住宅係
 - イ 所在地 〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号
 - ウ 電話番号 0739-26-9936
 - エ メールアドレス kenchiku@city.tanabe.lg.jp